⑶　審査基準日から落札者を決定する日（決定する日を含む。）までの期間に、「維持管理役務、物品・役務及び労働者派遣における取引停止事務処理要領（平成21年要領第150号）」に基づき、「地域４（山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）」において、取引停止を受けていないこと。

⑷　令和６年度の塩化ナトリウムに係る販売実績、製造実績又は納入実績があることを証明した者であること。

⑸　事務所から半径100㎞以内の場所に位置する当社が指定する備蓄容量以上の備蓄倉庫を保有又は借用し、契約期間中当該備蓄倉庫を使用できること又は使用予定であることを証明した者であること。

鹿児島高速道路事務所管内　100ｔ以上

⑹　資本・人的関係のある者同士が入札手続に参加していないこと。

３　入札手続等

⑴　契約担当部署　西日本高速道路株式会社九州支社　総務企画部　経理課

（住所）〒812―0013 福岡県福岡市博多区博多駅東３―13―15

（電話番号）092―260―6115

⑵　図書交付期間及び方法

①　交付期間　令和７年７月30日（水）から令和７年８月25日（月）まで（土曜日、日曜日、祝日（以下「休日」という。）を除く。）。

②　交付方法　入札情報公開システム

https://corp.w-nexco.co.jp/procurement/library/

当案件のダウンロードに必要なパスワードは、「254001009」である。

なお、通信環境の不具合等やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない者は、上記交付期間の毎日午前10時00分から午後４時00分まで、「３⑴契約担当部署」において入手することができる。

⑶　申請書等の提出期間及び方法

①　提出期間　令和７年７月31日（木）から令和７年８月25日（月）までの休日を除く毎日午前10時00分から午後４時00分までとする。

②　提出方法　持参又は郵送（書留郵便又は信書便に限る。以下同じ。）により提出すること。

⑷　入札書の提出期限及び方法

①　提出期限　令和７年10月16日（木）午後４時00分まで。

②　提出方法　持参又は郵送により提出すること。

⑸　開札の日時及び場所

①　開札日時　令和７年10月17日（金）午後３時30分

②　開札場所　「３⑴契約担当部署」に同じ。

４　その他

⑴　契約の手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

入札保証金　不要　契約保証金　不要

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　手続における交渉の有無　無

⑸　契約書作成の要否　要

⑹　関連情報を入手するための照会窓口は、「３⑴契約担当部署」に同じ。

⑺　詳細は「入札公告・入札説明書」による。

５　Summary

⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Hideki Kaji Director General of Kyushu Branch, West Nippon Expressway Company Limited

⑵　Classification of the products to be procured : 2

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : 422tons of Sodium Chloride for solid de-icing agent, 10tons of Sodium Chloride for liquid de-icing agent and 0.3tons of Calcium Chloride for freeze-thaw agent for Kagoshima Operation Office

⑷　Fulfillment period : From the next day of contract through 31 March 2026

⑸　Delivery place : Kagoshima Operation Office, Kyushu Branch, West Nippon Expressway Company Limited, 609―1, Yuta, Hikiyama, Kajiki-cho, Aira City, Kagoshima Prefecture

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the open tender are who shall :

①　not come under Article 6 of the administrative instruction of the Contractual Rules of the West Nippon Expressway Company Limited

②　submit a copy of a tax payment certificate published within the past three months and formulated in either formats of 3, 3―2 or 3―3 prescribed by Article 9 of the Enforcement Regulations of the National Tax Act

③　have proven to have actually sold, manufactured or delivered the sodium chloride concerned

④　have proven to have or borrow the storage warehouse located within a radius of 100㎞ from the following operation office concerning each purchase, and to be able or plan to use the storage warehouse during a term of the contract. The operation office and the capacity of the storage warehouse of each purchase object are as follows.

Kagoshima Operation Office 100tons

⑺　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 25 August 2025

⑻　Time-limit for the submission of tender : 4 : 00 P.M. 16 October 2025

⑼　The language used for application and inquiry shall be Japanese.

⑽　Contact point for tender documentation : Accounting Division, General Affairs and Planning Department, Kyushu Branch, West Nippon Expressway Company Limited, 3―13―15, Hakataeki-higashi, Hakataku, Fukuoka City, Fukuoka Prefecture 812―0013 Japan Tel. 092―260―6115

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和７年７月30日

契約責任者

株式会社ゆうちょ銀行

執行役　山田亮太郎

◎調達機関番号　431　◎所在地番号　13

○第１号（№１）

１　調達内容

⑴　品目分類番号　15、28、29

⑵　競争に付する事項　株式会社ゆうちょ銀行における社用携帯電話の提供等の委託

⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による。

⑷　履行期限　契約締結日から令和12年９月30日

⑸　履行場所　入札説明書による。

⑹　入札・開札の日時及び場所　令和７年10月15日午後１時　電子入札システムにより実施

２　競争参加資格

⑴　下記ア、イ、ウ、エ及びオに該当しない者であること。

ア　当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

イ　下記の各号の一に該当すると認められる者でその事実があった後２年間を経過していない者。代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

㋐　契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

㋑　公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

㋒　競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた者

㋓　監督又は検査に際し職務の執行を妨げた者

㋔　正当な理由が無くて契約を履行しなかった者

㋕　その他、会社に損害を与えた者

ウ　次の各号のいずれかに該当すると認められるもので、その事実があった後、１年を経過していない者。代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

㋐　公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により公訴を提起された者

㋑　公共機関が発注した契約に関し、談合又は競売入札妨害の容疑により公訴を提起された者